

令和7年6月 申込みのしおり

区立ひとり親世帯住宅 あき家入居者の募集 募集戸数 2戸

ひとり親世帯住宅 晴海ガーデンコート 1戸(2DK・52.0㎡)
ひとり親世帯住宅 晴海アーバンプラザ 1戸(2DK・55.6㎡)

■ 申込書配布期間

令和7年6月16日(月)～令和7年6月30日(月)

- 申込書は申込期間中、業務受付時間である平日の午前8時30分から午後5時までに限り配布します。
※29日(日)については区役所1階ロビーにて配布します。
(午前9時から午後5時まで)
配布場所 区役所都市整備部住宅課(5階)
日本橋特別出張所
月島特別出張所
晴海特別出張所
- 申込みは郵送または電子申請にて受付けます。
- 郵送の場合は、令和7年7月7日(月)までに日本郵便株式会社晴海郵便局に届いたものに限り受付けます。なお、消印有効ではありません。
- 申込書が、期日(令和7年7月7日)までに郵便局に届かず返送されるケースが多発しています。申込書配布期間に郵送していただくことを強く推奨いたします。詳しくは郵便局のホームページでご確認ください。
- 電子申請の場合は、6月30日(月)午後5時までに区のホームページの「令和7年6月区立ひとり親世帯住宅入居者募集のご案内」からお申込みください。
- 申込みは、郵送・電子申請合わせて1世帯につき1通です。重複申込をした場合は無効となる場合があります。

問い合わせ先 中央区都市整備部住宅課住宅管理係
〒104-8404 中央区築地1-1-1
電話 3546-5467 (直通)

〔午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日を除く。)]

※申込期間中は問い合わせが多く電話がかかりにくいことがありますので、あらかじめご了承ください。

ひとり親世帯住宅とは

18歳未満の児童のみを扶養している配偶者のいない世帯で、住宅にお困りの方が、住みなれた地域社会で自立しながら安全かつ快適な日常生活を送れるように、区が設置した住宅です。

目次

ひとり親世帯住宅とは	1ページ
申込みにあたっての注意	2ページ
こんなときは	2ページ
申込資格を確認しましょう	3ページ
申込資格	5ページ
所得の種類	8ページ
特別控除について	13ページ
住宅の概要（間取り図・案内図・特記事項）	14ページ
中央区全図	16ページ
申込書の書き方	17ページ
申込みから入居まで	19ページ

申込みにあたっての注意

- 1 新築住宅ではないので、居室内に過去の使用により生じたキズや汚れがあります。あらかじめご了承ください承のうえ、お申込みください。
- 2 申込みは1世帯につき1通です。1世帯で重複申込みをしたとき、また同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（同居親族欄に記載されている方も含む。）は、全部の申込書が無効となる場合があります。
- 3 「申込書」のほか、「はがき」・「封筒」にも申込書と同じ住所・氏名を記入してください。異なる場合は無効となる場合があります。
- 4 申込資格がないことが明らかなきときは、返送する場合があります。また申込書の記入漏れがあると申込資格の判断ができないため、十分にしおりの内容をご確認いただきお申込みください。
- 5 「封筒」には110円切手を貼ってください。料金不足のものは受付けしない場合がありますのでご注意ください。「はがき」2カ所に85円切手を貼ってください。貼っていない場合は、抽せん結果等の通知はできません。
- 6 申込み後に申込書の記載内容の変更、訂正は認められませんので、申込書の記入には十分ご注意ください。

こんなときは…

1 郵送での申込みの方で申込み後に住所が変わった場合

最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号・抽せん結果を受け取れるようにしてください。

2 郵送での申込みの方で抽せん番号・抽せん結果の通知が送られてこない場合

切手の貼り忘れ、あて先不明などがあると通知書が発送できません。

（申込書に不備がなければ抽せんはいたします。）

間違いなく切手を3カ所（封筒1カ所、はがき2カ所）貼り、投函した方で、通知の届かない方は、住宅課へお問い合わせください。

3 電子申請での申込みの方で抽せん番号・抽せん結果の通知が送られてこない場合

→申請したメールアドレスに間違いが無いかを確認してから住宅課へお問い合わせください。

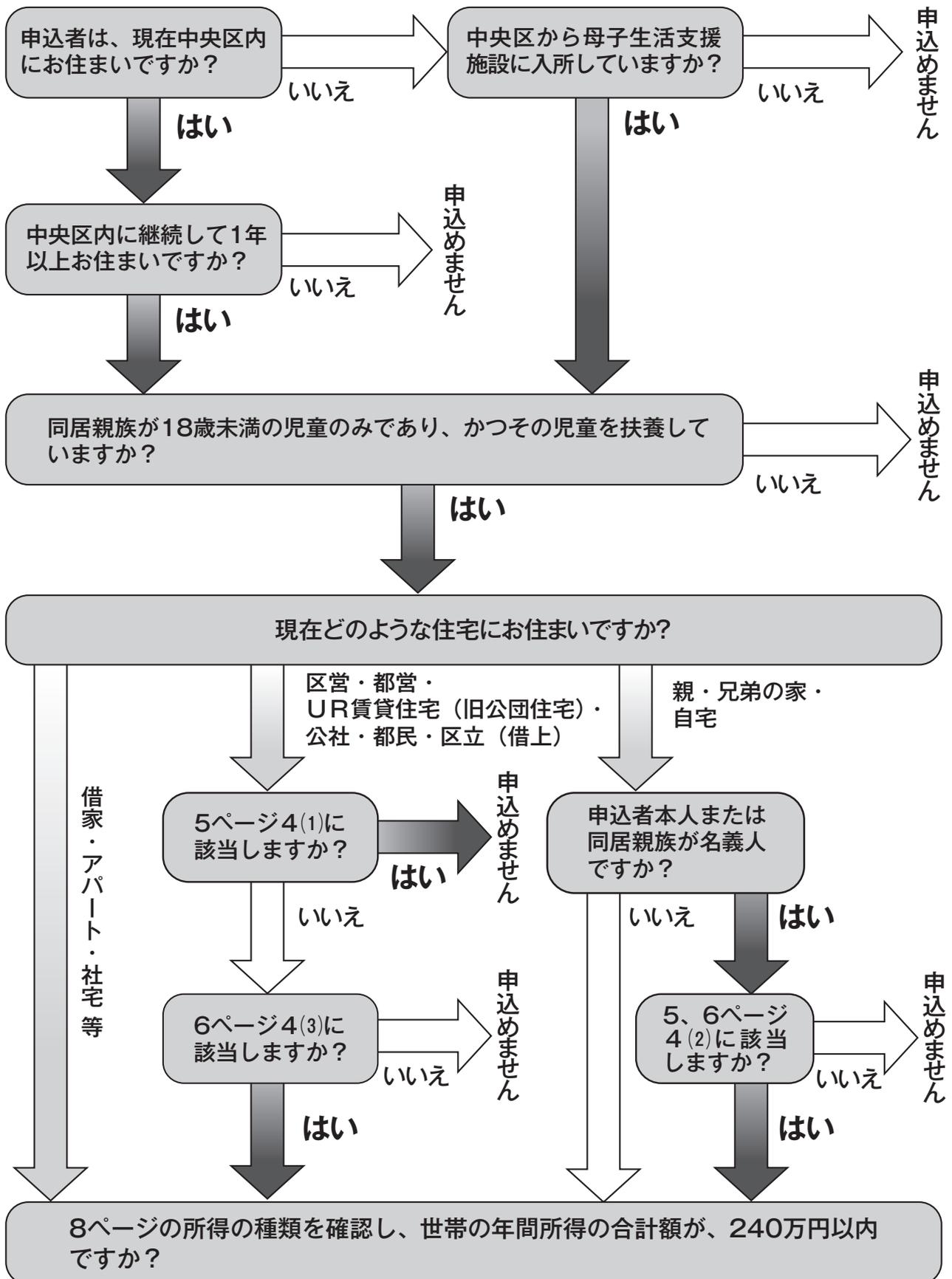
→申込後にメールアドレスを変更した場合は、住宅課へお問い合わせください。

4 資格審査対象者・補欠者となった後に住所が変わった場合、その他不明点がある場合

申込みをされた内容を確認のうえ、下記へお問い合わせください。

中央区都市整備部住宅課住宅管理係 03-3546-5467

申込資格を確認しましょう



※次の頁へ進んでください

※前の頁の続きです

8ページの所得の種類を確認し、世帯の年間所得の合計額が、240万円以内ですか？

はい

いいえ

申込みません

住民税を滞納していますか？

はい

いいえ

申込みません

申込者（同居親族を含む。）が暴力団員ですか？

はい

いいえ

申込みません

申込みができます

ひとり親世帯住宅の申込資格

申込みできる方は、次の1から6のすべてにあてはまる方に限ります。

1 申込者本人が、配偶者（内縁および婚約者を含む。）のいない父又は母であり、同居者が18歳未満（令和7年7月1日現在）の児童のみで、かつ、当該児童を扶養していること。

- (1) 資格審査時（令和7年8月下旬の予定）にそのことを戸籍謄本等によって証明できること。
- (2) 申込み後の同居者の変更（出生・死亡を除く）は認めません。

2 申込者本人が、中央区内に引き続き1年以上（令和6年7月1日以前から）居住し、そのことを住民票で証明できること、又は、中央区から母子生活支援施設に措置されていること。

なお、外国人については、上記資格のほかに原則として日本国に永住・定住することが認められた方、又は日本国に1年以上在留していることが必要になります。

（在留資格、在留期間が住民票で証明できること。）

3 令和6年中の世帯の所得の合計額が、240万円以内であること。

収入基準を超過している世帯であっても、所得額を算定する際に特別控除等を行うことによって申込資格にあてはまる場合があります。詳しくは13ページをご覧ください。

4 現に住宅に困っていること

- (1) 現在、都営住宅、区営住宅に入居している方は申込みできません。
- (2) 自家所有者（同居者に自家所有者がいる場合も含む）
 - ① 著しく老朽化している住宅で、ひとり親世帯住宅入居後2ヶ月以内にその住宅の取り壊しを証明する登記簿謄本を提出できる場合（資格

審査時（令和7年8月下旬の予定）までに取り壊しの契約書等で確認
します。）

② 差押、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場
合。（資格審査時（令和7年8月下旬の予定）までに所有権移転登記後
の登記簿謄本等で確認します。）

(3) UR賃貸住宅（旧公団住宅）、公社、都民、区立（借上を含む。）住宅
に入居している方

① 現に居住する住宅の家賃（申込日現在、実際に支払っている家賃で、
共益費を除く。）負担が、世帯の年間総収入を月額に換算した場合の
20%以上である場合。

② 居住している住宅が狭い場合。（お住まいの住宅の住戸専用面積が
下記の入居資格基準表にあてはまること。）

入居資格基準表

一緒に 住んでいる人数	2人	3人	4人	5人	6人
住戸専用面積 (壁芯)	30㎡未満	40㎡未満	50㎡未満	57㎡未満	66.5㎡未満

※ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。
住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

5 住民税を滞納していないこと

6 申込者（同居親族を含む。）が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であ
るか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

☆ 申込み資格審査では、抽せん後、当せん者（審査対象者）に資格を
証明する書類を提出していただきます。資格のない方、証明書等を提
出できない方は、たとえ抽せん当せん者（審査対象者）となっても
入居できませんのでご注意ください。

住宅の明け渡しについて

次のような場合などは、住宅を明け渡していただきます。

1 世帯を構成する最年少の児童が20歳に達する日以降の最初の3月31日が終了したとき。

ただし、該当児童が就学中（学校教育法に定める大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校）の場合は、24歳に達する日以降の最初の3月31日が終了したとき。

2 使用者が結婚したとき。

※事実婚も含みます。入居後の妊娠・出産も事実婚と同等とみなします。

3 入居世帯の構成員が親又は児童のみとなったとき。

住宅の月額使用料

使用料は、世帯の所得金額に応じて下記のとおり変わります。

入居後、毎年6月に世帯の収入を報告していただき、その所得に応じて次の1年間の使用料を決定します。

また、入居後の世帯の所得額が年間240万円を超えた場合、その所得に応じて住宅使用料が、ひとり親世帯住宅 晴海ガーデンコートは最大58,000円、ひとり親世帯住宅 晴海アーバンプラザは最大62,000円となります。

世帯の前年所得金額	使用料	使用料
	ひとり親世帯住宅 晴海ガーデンコート	ひとり親世帯住宅 晴海アーバンプラザ
1,884,001円～2,400,000円	34,000円	36,000円
1,380,001円～1,884,000円	28,000円	30,000円
600,001円～1,380,000円	21,000円	22,000円
0円～600,000円	12,000円	13,000円

所得の種類

○給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なりますのでご注意ください。→ 9～10ページをご覧ください。

○事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。例えば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は、確定申告書で金額をお確かめください。→ 11～12ページをご覧ください。

※所得としないもの

- 1 次の収入は0円とし、所得とはなりません。
 - ①仕送り
 - ②増加恩給(これに併給される普通恩給を含む。)
 - ③遺族年金
 - ④障害年金
 - ⑤失業給付金
 - ⑥労災保険の各種給付金
 - ⑦生活扶助料等の非課税所得
 - ⑧退職金、譲渡所得等の一時的な所得
- 2 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は、所得金額は0円とします。
- 3 現在は収入があっても申込日以降、令和7年7月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職予定年月日を記入のうえ所得を0円とすることができます。

ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。

給与所得の方 (会社員・パート・アルバイト・事業専従者等)

- ① 現在の勤め先へ就職した日が、令和6年1月1日以前の方
 〈源泉徴収票の方〉

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は 居所	東京都中央区築地1-1-1		氏名	中央 太郎	
				受給者番号 (フリガナ)	チュウオウ タロウ	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給料・賞与	1,618,000	1,068,000				
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額
有 無		特定 老人 人 内	その他 特別 人 内			
摘要) 年調定率控除額	円	国民年金保険料等の金額		円	配偶者の合計所得	円

申込書の年収額欄

年 収 額
総収入額
所得金額
円

この金額から100,000円
 差し引いた額を申込書の
所得金額欄に記入してく
 ださい。

〈源泉徴収票のでない方〉

令和6年1月から令和6年12月までの税込支給額を合計した金額が年間総収入額となります。次に下段の計算式で、年間総収入額をひとり親世帯住宅の所得金額に換算します。

◎年間総収入額をひとり親世帯住宅の所得金額に換算します

次の区分により、年間総収入額をひとり親世帯住宅の所得金額に換算してください。

年間総収入額が、

(1) 0円～1,627,999円の方

(2) 1,628,000円～6,599,999円の方 → 4,000円単位で端数整理します。

〔例〕年間総収入額が4,825,598円の場合

$$\boxed{4,825,598 \text{ 円}} \div 4,000 \text{ 円} = \boxed{1,206.3995}$$

小数点以下
切捨 ⇨

$$\boxed{1,206} \times 4,000 \text{ 円} = \boxed{4,824,000 \text{ 円}}$$

端数整理後の額

(3) 6,600,000円～8,499,999円の方

② 現在の勤め先へ就職した日が、令和6年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支払額	賞 与
令和6年 6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
令和7年 1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
合 計	収入計	賞与計

○ 次の(1) (2) (3)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1)就職した日が令和6年1月2日～令和6年6月1日までの方
(令和6年6月から令和7年5月までの合計となります。)

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2)就職した日が令和6年6月2日以降の方
(就職した翌月から令和7年5月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。)

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3)就職した日が最近で、まだ1カ月分の給与が支給されていない方
(基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。)

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

年間
総
収
入
額

※病気等により、1カ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。
※2カ所以上から給与を受けている場合は、合算したのちひとり親世帯住宅の所得金額に換算してください。

◎年間総収入額をひとり親世帯住宅の所得金額になおす計算式

年間総収入額	計算式とひとり親世帯住宅の所得金額
550,999円まで	所得金額は0円
551,000円から 1,618,999円まで	年間総収入額 (円) - 650,000円 = (円)
1,619,000円から 1,619,999円まで	ひとり親世帯住宅の所得金額は969,000円
1,620,000円から 1,621,999円まで	ひとり親世帯住宅の所得金額は970,000円
1,622,000円から 1,623,999円まで	ひとり親世帯住宅の所得金額は972,000円
1,624,000円から 1,627,999円まで	ひとり親世帯住宅の所得金額は974,000円
1,628,000円から 1,803,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.6 = (円)
1,804,000円から 3,603,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.7 - 180,000円 = (円)
3,604,000円から 6,599,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.8 - 540,000円 = (円)
6,600,000円から 8,499,999円まで	年間総収入額 (円) × 0.9 - 1,200,000円 = (円)

上段で計算した年間総収入額を総収入額欄に記入します。

申込書の年収額欄	
年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

計算結果を申込書の所得金額欄に記入します。

事業等所得の方（自営業・外交員等）

- ① 現在の仕事を始めた日が、令和6年1月1日以前の方
 (1) 確定申告をしている方

令和 年分の所得税の確定申告書B

<第一表>

所得金額	事業等	①	2	4	8	8	8	0	0
	農業	②							
	不動産	③							
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥							
	雑	⑦							
	総合課税・一時 ②+((③+④)×½)	⑧							
	合計	⑨	2	4	8	8	8	0	0

申込書の年収額欄

年収額	
総収入額	所得金額
円	円

●この金額から⑧を差し引いた金額が所得金額となります。

- (2) 確定申告をしていない方

令和6年1月から令和6年12月までの所得金額の合計となります。

② 現在の仕事を始めた日が、令和6年1月2日以降の方

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

(収入金額－必要経費＝所得金額です。)

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
令和6年 6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
令和7年 1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
合計			

○ 次の(1) (2)からあてはまるケースを選び所得を計算します。

(1) 現在の仕事を始めた日が令和6年1月2日～令和6年6月1日までの方
(令和6年6月から令和7年5月までの合計となります。)

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が令和6年6月2日以降の方
(現在の仕事を始めた翌月から令和7年5月までの所得金額の合計を
営業した月数で割り、それを12倍します。)

$$\frac{\text{所得金額合計}}{\text{営業した月数}} \times 12 + \text{推定所得金額}$$

※病気等により、1カ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

特別控除について

①を参考に②の表で世帯の所得金額を計算して下さい。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの (申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㉗ 老人扶養控除等	1人につき10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	①の特別障害者控除を受ける人は、㉗の障害者控除をあわせて受けることはできません。
① 特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養親族 (配偶者は含みません。) で16歳以上23歳未満の人	
㉘ 障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された人を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている人	
① 特別障害者控除	1人につき40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された人を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている人	

①の特別控除金額の 万円

② 世帯の所得金額を計算する。

所得がある方の名前	年間所得金額	控除の種類	控除金額	③ 世帯の所得金額	
	円	どちらか一方	寡婦控除		270,000円
	円		ひとり親控除		350,000円
	円	扶養控除※2 ()人×380,000円	円		差引所得金額 (A) - (B) ≤ 240万円
	円	その他特別控除※3	円		
年間所得金額合計(A)	計	控除金額合計(B)	計 円		

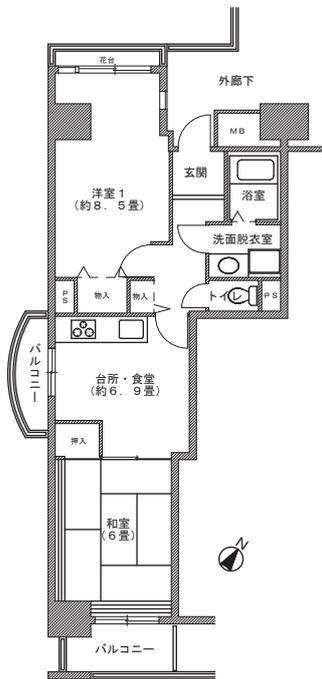
8～12ページで計算した一人ひとりの所得金額を年間所得金額欄に記入し、合計してください。
ただし、ひとりで2種類以上の所得がある場合 (給与と年金、給与と事業所得など) は、それぞれの所得金額の合計額を記入してください。

上部①を参考にし、控除の合計金額を記入してください。
※1 寡婦もしくはひとり親控除は今回の申込者全員に当てはまります。(なお、どちらか一方の適用になるので、例えばひとり親控除に該当する方は、寡婦控除には該当しません。)
※2 申込者本人を除く同居人一人につき、38万円の控除が受けられます。同居人数をカッコ内に記入し、計算してください。
※3 その他上部①を参考に、当てはまる特別控除を計算してください。

年間所得金額合計(A)から控除金額合計(B)を差し引いた金額が「世帯の所得金額」です。
こちらが240万円以内であることをご確認ください。

住宅の概要 (間取り図・案内図・特記事項)

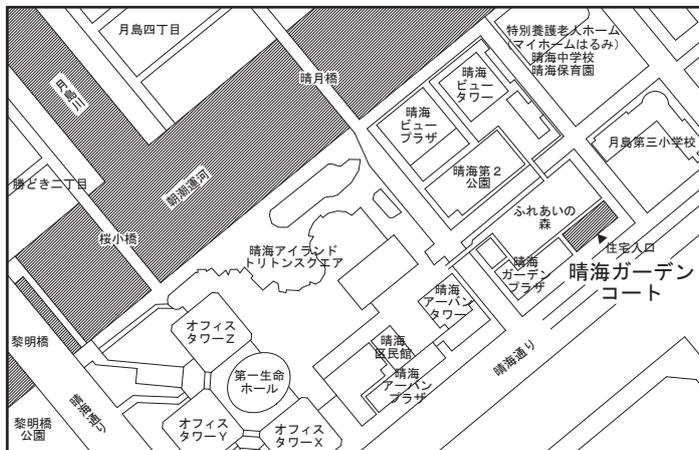
晴海ガーデンコート (申込区分1)



※現況と間取り図に違いがある場合は、現況を優先します。

名 称	ひとり親世帯住宅 晴海ガーデンコート
所 在 地	晴海一丁目7番1号
構 造 ・ 規 模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上16階建
開 設 年 月	平成9年3月
申 込 区 分	1
募 集 戸 数	1戸
間 取 り	2DK
面 積	52.0㎡
募 集 階 層	3階
使 用 料	34,000円

案内図 晴海ガーデンコート



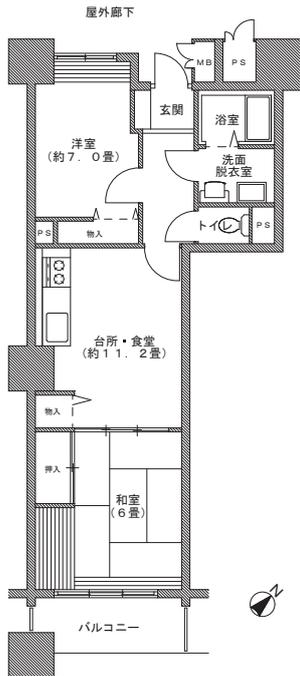
最寄り駅からの所要時間

東京メトロ有楽町線・
都営大江戸線「月島」駅から
徒歩約12分
都営大江戸線
「勝どき」駅から
徒歩約13分

特記事項

- 1 中央区は都心部にあり、将来当住宅周辺でも大型開発（超高層ビル等）の計画が予想されますので、あらかじめご了承ください。
- 2 この住宅には、ケーブルテレビが導入されています。なお、ベランダおよび屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。
【放送に関する問い合わせ】東京ペイネットワーク株式会社 0120-44-3404
- 3 各住戸には、給湯設備が設置されており、浴室、洗面台、台所に給湯できます。
また、浴室は乾燥室として利用できます。
- 4 この住宅は複合施設になっており、一般世帯向け区立住宅、区立高齢者住宅が併設されています。
- 5 併設施設は、一般世帯向け区立住宅が3階・4階の一部と5～16階部分、高齢者住宅が2～4階の一部です。
- 6 この住宅は、晴海一丁目第1種市街地再開発事業区域内に立地し、他の区立住宅、UR賃貸住宅、事務所、店舗、オフィス棟と、この住宅の2階部分の広場（人工地盤）で結ばれています。
- 7 自転車置場はありますが、自動車駐車場およびオートバイ置場はありません。
- 8 使用料とは別に、共益費（共用部の電気料、水道料等月額2,000円）を入居者間で負担していただきます。なお、物価の変動等により共益費を改定する場合があります。
- 9 この住宅には、入居者全員による自治会が組織されており、原則加入および自治会費等を負担していただきます。
- 10 他の入居者の迷惑となりますので、ピアノ等の楽器演奏や、犬・猫等の動物の飼育はできません。
- 11 管理人はいません。

晴海アーバンプラザ（申込区分2）



※現況と間取り図に違いがある場合は、現況を優先します。

名 称	ひとり親世帯住宅 晴海アーバンプラザ
所 在 地	晴海一丁目8番7号
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造 地上15階地下1階建
開 設 年 月	平成13年4月
申 込 区 分	2
募 集 戸 数	1戸
間 取 り	2DK
面 積	55.6㎡
募 集 階 層	4階
使 用 料	36,000円

案内図 晴海アーバンプラザ



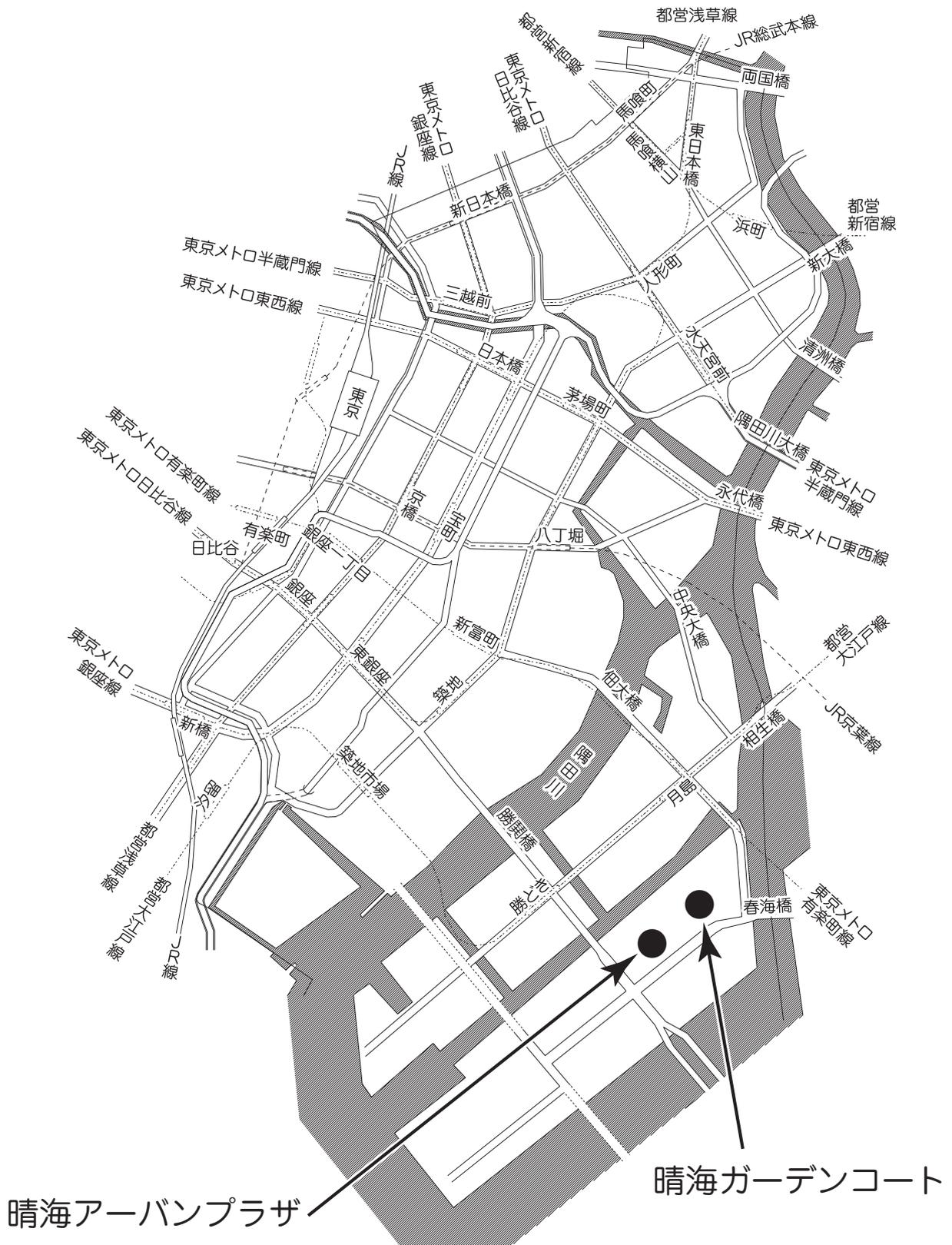
最寄り駅からの所要時間

都営大江戸線
「勝どき」駅から
徒歩約10分
東京メトロ有楽町線
「月島」駅から
徒歩約15分

特記事項

- 1 中央区は都心部にあり、将来当住宅周辺でも大型開発（超高層ビル等）の計画が予想されますので、あらかじめご了承ください。
- 2 この住宅には、ケーブルテレビが導入されています。なお、ベランダ及び屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。
【放送に関する問い合わせ】東京ベイネットワーク株式会社 0120-44-3404
- 3 各住戸には、給湯設備が設置されており、浴室、洗面台、台所に給湯できます。また、浴室は乾燥室として利用できます。
- 4 この住宅は民間住宅との複合施設になっています。（2階～9階が区立住宅です。）出入口およびエレベーターは共用です。
- 5 この住宅は、晴海一丁目第1種市街地再開発事業区域内に立地し、他の区立住宅、UR賃貸住宅、事務所、店舗、オフィス棟と、この住宅の3階部分の広場（人工地盤）で結ばれています。
- 6 自転車置場は1階にあり、各住戸につき2台です。（区立住宅、民間住宅と共同で使います。）自動車駐車場及びオートバイ置場はありません。
- 7 使用料とは別に、共益費（共用部の電気料、水道料等月額2,000円）を負担していただきます。なお、物価の変動等により共益費を改定する場合があります。
- 8 この住宅には、入居者全員による自治会が組織されており、原則加入及び自治会費等を負担していただきます。
- 9 他の入居者の迷惑となりますので、ピアノ等の楽器演奏や、犬・猫等の動物の飼育はできません。
- 10 管理人はいません。

中央区全図



申込書の書き方 (太線内だけに書いてください。裏面も必ず記入してください。)

※消せないボールペンで書いてください。

令和7年6月

年 月 日
※印欄は記入しないこと。

抽選番号 ※

中央区立ひとり親世帯住宅使用申込書

(宛先) 中央区長

〒	104-0045	電話番号(自宅)	03(3546)5467	電話番号(携帯)	090(0000)0000
現住所	中央区築地1-1-1 (方)				
ふりがな	ちゅうおう みなと		生年月日	昭和60年2月17日	
氏名	中央 湊		満(歳)	40	
申込者の区分	① 申込者は中央区民である。居住年数(10年) ② 申込者は中央区民でないが、中央区から母子生活支援施設に措置されている。				

外国人の方は本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。

私は、中央区立ひとり親世帯住宅条例に基づくひとり親世帯住宅を使用したいので、関係書類を添えて申し込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者本人若しくは現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)であるときは、使用の許可を受けられなくても異議ないことを誓約します。
また、許可の上は、申込者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。
暴力団員であるか否かを確認するため、警視庁に照会されることに同意します。

署名をお願いします。

氏名 中央 湊

上記氏名欄は、本人が自署してください。ただし、成年被後見人等にあつては、本人に代わって法定代理人が署名することができます。

申込区分 あなたが申込み区分の番号に○をつけてください。

1	ひとり親世帯住宅 晴海ガーデンコート	1戸・2DK(52.0㎡)
2	ひとり親世帯住宅 晴海アーバンプラザ	1戸・2DK(55.6㎡)

申込者本人以外で、住宅に入ろうとする家族全員(児童)を書いてください。
※ここに書かれた方以外は入居できません。

住宅に入ろうとする家族(親族)の構成						
(ふりがな)氏名	続柄	生年月日(満年齢)	職業	年収	所得	現在の勤務先、学校等
申込者	本人		会社員	円 4,825,568	円 3,319,200	所在地 中央区銀座○-○-○ 名称 みやこ商事(有) 就職日 平成15年2月1日 電話番号 (1234)5678
ちゅうおうみか 中央美香	長女	平成27年2月9日 令和 (10歳)	小学4年生			所在地 中央区築地2-13-1 名称 京橋築地小学校 就職日 年 月 日 電話番号 ()
		平成 年 月 日 (歳)				所在地 名称 就職日 年 月 日 電話番号 ()
		平成 年 月 日 (歳)				所在地 名称 就職日 年 月 日 電話番号 ()
		平成 年 月 日 (歳)				所在地 名称 就職日 年 月 日 電話番号 ()
計	2人			合計所得金額	円 3,319,200	申込者の所得税上の扶養親族のうち 入居しない者の人数 (遠隔地扶養) 人

はっきり、具体的にご記入ください。
(学生の方は学年)

入居する人数の合計です。

裏面も記入してください。

13ページで計算した③世帯の所得金額を記入してください。

申込みから入居まで

郵送での申込み

電子申請での申込み

